大樹町ホームページ広告掲載要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、大樹町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載の基準）

第２条　町ホームページに掲載することができる広告は、町ホームページとしての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、町民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれかに該当するものを除くものとする。

（１）　法令、条例又は規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの

（２）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業に関するもの及び類似の業種

（３）　貸金業法（昭和58年法律第32号）第２条に規定する貸金業に関するもの及び類似の業種

（４）　政治活動、宗教活動、意見広告又は個人的宣伝その他これらに類するもの

（５）　公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの

（６）　誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの

（７）　町が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの

（８）　前各号に掲げるもののほか、町ホームページに掲載する広告として適当でないと認められるもの

２　前項各号に掲げるもののほか、行政機関からの指導等を受け、その改善がなされていない者又は町税等を滞納している者の広告は、掲載しない。

（広告画像の規格）

第３条　広告の規格は、原則として次のとおりとする。

（１）　大きさ　縦45ピクセル　横160ピクセル

（２）　形式　ＧＩＦ（アニメーション不可）、ＪＰＧ

（３）　データ容量　10ＫＢ以内

２　広告画像には、次に掲げる表現等を含んではならない。

（１）　「開く」、「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の操作手順を示すボタン

（２）　アラートマーク

（３）　チェックボックス又はラジオボタン

（４）　テキストボックス（入力できるように見えるもの）

（５）　プルダウンメニュー（選択肢があるように見えるもの）

（６）　前各号に掲げるもののほか、閲覧者の意思に反した操作を行わせる又はそのおそれのあるもの

（広告の掲載位置及び枠数）

第４条　広告の掲載位置は、町ホームページのトップページのうちから、町長が指定する場所とする。

（広告掲載料及び掲載期間）

第５条　広告掲載料は、１カ月につき3,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

２　広告を掲載する期間は、１カ月を単位とし、当該年度内において複数月連続して掲載することができる。

３　広告掲載を開始する日及び終了する日については、町長が定める。

（広告の募集）
第６条　広告の募集は、町ホームページ等の広報媒体を活用し、公募により行うものとする。
（広告掲載の申込み）
第７条　町ホームページへの広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、大樹町ホームページ広告掲載申込書（様式第１号）により、町長に申し込まなければならない。
（広告掲載の決定等）
第８条　町長は、前条の申込みがあったときは、速やかに審査を行い、広告掲載の可否を決定するものとする。
２　町長は、広告掲載の可否を決定するため必要があると認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。
３　町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を大樹町ホームページ広告掲載可否決定通知書（様式第２号）により申込者に通知するものとする。
（広告掲載料の納付）
第９条　広告掲載の決定を受けた広告主等は、第５条に規定する広告掲載料を、町長が指定する期日までに一括して納付しなければならない。
（広告原稿の作成及び提出）
第10条　広告主等は、広告原稿（画像データ）を町長が指定する期日までに、町長が指定する方法により提出しなければならない。
２　広告原稿（画像データ）は、広告主等の責任及び負担により作成するものとする。
（広告主等の届出義務）
第11条　広告主等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに町長に届け出なければならない。
（１）　リンク先ホームページの内容を大幅に変更するとき。
（２）　広告主等の名称、所在地又は連絡先を変更するとき。
（広告内容等の修正）
第12条　町長は、広告の内容、デザイン又はリンク先のＷｅｂページの内容等が各種法令等に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又は第２条に規定する基準に適合しないと認めるときは、広告主等に対して当該広告の内容等の修正を求めることができる。
（広告掲載の決定の取消し等）
第13条　町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消し、又は次の各号に掲げる事由が解消されるまでの間、広告掲載を停止することができる。
（１）　第９条に規定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
（２）　第10条第１項に規定する期日までに広告原稿（画像データ）の提出がないとき。
（３）　前条の規定による修正の求めに広告主等が応じないとき。
（４）　広告の内容、デザイン又はリンク先のＷｅｂページの内容等が第２条に規定する基準に適合しないこととなったとき。
（５）　町の業務上、やむを得ない事情が生じたとき。
（６）　前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが適当でないと認められるとき。
２　前項の規定により広告掲載の決定を取り消し、又は広告掲載を停止した場合において広告主等に損害が生じても、町長はその賠償の責めを負わないものとする。
（広告掲載の取下げ）
第14条　広告主等は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

２　広告主等は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により町長に申し出なければならない。

（広告掲載料の還付）

第15条　既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主等の責めに帰することのできない理由により広告の掲載を取り消した場合においては、この限りでない。

２　前項ただし書の規定により還付する額は、広告掲載の取消しに係る月分の既納の広告掲載料に相当する額とする。ただし、月の途中で広告掲載を取り消した場合における当該月分の広告掲載料については、日割計算により算出した額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を還付するものとする。

（広告掲載期間の延長）

第16条　広告の掲載期間中において、町の都合その他の広告主等の責めに帰することのできない理由により広告を掲載することができなかった場合は、掲載することができなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載することができなかった日数が１日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

（広告主等の責務）

第17条　広告主等は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

２　広告主等は、広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主等の責任及び負担において解決しなければならない。

（その他）

第18条　この要綱に定めるもののほか、町ホームページへの広告掲載に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成24年１月26日から施行する。

附　則

この要綱は、平成26年２月25日から施行する。

附　則

この要綱は、平成30年８月30日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年５月１日から施行する。